

久保・佐々木税理士法人通信

編集発行人 税理士 久保 一 則

〒355-0072
東松山市大字石橋1639-3
TEL 0493 (24) 1818
FAX 0493 (24) 1843



コキア

掲 載

令和7年度税制改正のポイント 中小企業
の設備投資に関する固定資産税の特例措置

10月

2025 (令和7年) 神無月 - OCTOBER -
13日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	・

ワンポイント ペポルインボイス

ペポル (Peppol) とは、インボイスなどの電子文書をネットワーク上でやり取りするための国際標準規格です。ペポルインボイスに対応した会計ソフト等を利用する場合、取引先の会計ソフト等がペポルの規格に対応していれば、異なるシステム間でもインボイスの送受信や自動処理を行うことができます。

10月の税務と労務

国 税	9月分源泉所得税の納付	10月10日
国 税	特別農業所得者への予定納税基準額等の通知	10月15日
国 税	8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)	10月31日
国 税	2月決算法人の中間申告	10月31日
国 税	11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	10月31日
地方税	個人住民税第3期分の納付 市区町村の条例で定める日	
労 務	労働者死傷病報告 (7月～9月分)	10月31日
労 務	労災の年金受給者の定期報告 (7月～12月生まれ)	10月31日
労 務	労働保険料第2期分の納付 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)	10月31日

令和7年度 税制改正のポイント 中小企業の 設備投資に関する 固定資産税の特例措置

令和7年度税制改正では、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行に対応するとともに、それを更に発展させていくことが最重点事項とされました。そして、持続的な経済成長を目指し、活力ある社会を構築するための環境整備を図る「設備投資の促進」を促す、様々な措置が講じられています。

特に、我が国の雇用の70%を支える重要な経済主体である中小企業の健全な成長を支援することは、地域経済の維持・発展のために不可欠です。そのため令和7年度税制改正では、設備投資に対する特例措置である「中小企業経営強化税制」の拡充や「中小企業投資促進税制」の適用期限の延長などの措置が講じられました。

今回は、その一環として改正が行われた「生産性向上や賃上げに資する中小企業等の設備投資に関する固定資産税の課税標準の特例措置」（以下「固定資産税特例措置」）について、その改正内容等をみていきます。

1 固定資産税特例措置とは？

固定資産税特例措置は、中小企業等が、中小企業等経営強化法（以下「経営強化法」）に規定する「先端設備等導入計画」（以下「導入計画」）を策定し、市区町村から認定を受けた同計画に基づいて一定要件を満たす機械装置等を取得した場合、市町村（東京都特別区にあつては東京都）の判断により、取得した償却資産に係る固定資産税が軽減される制度です。

同制度の活用により、赤字・黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減することができます。

ポイント「導入計画」

導入計画とは、経営強化法に規定された、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。中小企業者が、3～5年の間に、直近の事業年度との対比で労働生産性を年平均3%以上向上させることを目的としています。

この目的を達成するため、労働生産性の向上に必要な

な先端設備等を導入する計画を策定し、その内容が、新たに導入する設備の所在する市区町村の「導入促進基本計画」に適合する場合に、認定を受けることができます。

ポイント「労働生産性」

労働生産性とは、従業員1人当たりの付加価値額をいい、【計算式1】で算出されます。なお、労働生産性は労働の効率性を計る尺度であり、労働生産性が高い場合は、投入された労働力が効率的に利用されていることを意味します。

【計算式1】労働生産性の算出 中小企業庁資料より

$$\text{労働生産性(円)} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{労働投入量(労働者数又は労働者1人当たり年間就業時間)}} \times 100$$

2 改正前の適用要件

固定資産税特例措置の対象企業や対象設備などの適用要件は、【次頁表】のとおりです。

令和7年度税制改正前においては、導入計画の中に雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明する「賃上げ表明」の記載がない場合は、固定資産税の課税標準の軽減措置は適用できるものの、その軽減期間と軽減率は3年間・2分の1とされていました。

ポイント「投資利益率」

この【表】のうち、投資利益率とは、投下した資本に対して得られた利益の割合を示した財務指標で、【計算式2】で算出されます。投資利益率の目安は業種によって異なりますが、100%であれば事業に投下した投資額と同額の利益が得られたことを意味します。

【計算式2】投資利益率（年平均）の算出 中小企業庁資料より

$$\text{投資利益率(％)} = \frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}) \text{の増加額}^{(注1)}}{\text{設備投資額}^{(注2)}} \times 100$$

注1 設備の取得等をする翌年度以降3年度の平均額

注2 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

3 改正後の適用要件

賃上げを行う企業を対象に、導入計画の中に雇用者給与等支給額を「1.5%以上」引き上げる方針を表明した場合は、新規取得する償却資産に係る固定資産税の課税標準が、新たに課税される年から「3年間・2分の1」に軽減されることになりました。

また、雇用者給与等支給額を「3%以上」引き上げる

方針を表明した場合は、課税標準額が、新たに課税される年から「5年間・4分の1」に軽減されることになりました。【表】の「特例措置」参照

ポイント「適用期限」

この改正は、令和9年3月31日までに、経営強化法に規定する導入計画に従って取得する先端設備等に適用されます。

ポイント「対象設備」

対象設備や最低価額要件は【表】の「対象設備等」のとおりです。投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備が対象となります。

中小企業庁によると、令和6年9月30日現在、導入計画に係る固定資産税特例措置を講じている自治体は1657団体あります。市区町村が策定する導入計画により、対象設備が異なる場合がありますので、事前に確認が必要です。

4 まとめ

固定資産税特例措置のほか中小企業経営強化税制などを組み合わせることで、固定資産税や法人税の負担を抑え、より多額の事業資金を手元に残すことができます。その資金を更に新規の投資に振り向けるなどして、事業拡大に有効活用することが可能になります。これらの税制適用の可否を十分検討し、新規設備の導入を検討してください。

【参考資料】

中小企業庁 ホームページ

「固定資産税の特例（中小企業等経営強化法による支援）」



【表】固定資産税特例措置の適用要件

経済産業省資料より

対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業		
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備（認定経営革新等支援機関が確認）
	②測定工具及び検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
	④建物附属設備	60万円以上	
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明 ^{（※）} に関する記載あり ➡3年間、課税標準を1/2に軽減 ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明 ^{（※）} に関する記載あり ➡5年間、課税標準を1/4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの		
適用期限	2年間（令和9年3月31日（2026年度末）までに取得したもの）		

10月の労務ピックアップ

最低賃金額の改定対応

例年10月以降に最低賃金額の改定が行われます。次の賃金を除外して算出した1時間あたりの金額が、その地域の最低賃金額を下回る場合は賃金額の改定を要します。

- ◎臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ◎1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ◎時間外、休日、深夜業に対する割増賃金

◎精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

また、最低賃金額の変動に伴う賃金引上げは固定給の変動になり、以後3か月間の報酬（残業手当等の非固定的賃金を含む）の月平均額が2等級以上上昇すると標準報酬月額改定（随時改定）が必要です。

求人募集を行う場合は、募集時の明示賃金額にも気をつけていくとよいでしょう。

厚生労働省・中小企業庁により、最低賃金引上げに関する小規模事業者への支援事業も行われています。「最低賃金引上げ支援施策」のキーワードで検索ができます。

税金クイズ

次の「いきもの」の中で、消費税の軽減税率（税率8%）の対象になるものは、どれでしょうか？

- ① 生きた牛（肉用牛）
- ② 生きたアジ（活魚）
- ③ 生きたグッピー（観賞用）

【解説】

消費税の税率は、令和元年10月1日に、それまでの8%から10%に引き上げられました。同時に、「酒類・外食を除く飲食物品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、軽減税率制度（税率8%）が実施されています。

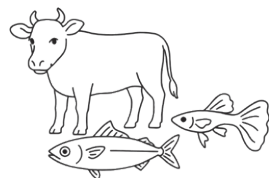
軽減税率の対象となる飲食物品（以下単に「食品」といいます。）とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産（おもちゃ付きのお菓子など）を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

また、食品とは、人の飲用又は食用に供されるもの

をいいます。ちょっと迷うものとしていくつか例をみますと、肉用牛、食用豚、食鳥等の生きた家畜は、その販売の時点において、人の飲用又は食用に供されるものではないため、食品に該当せず、その販売は軽減税率の対象となりません。なお、これらの家畜の枝肉（切り分けられたもの）は、人の食用に供されるものであり、その販売は軽減税率の対象となります。生きた魚ですが、魚屋さんで売られるアジやサバなどの活魚は食品に該当し、その販売は軽減税率の対象となります。生きた魚であっても熱帯魚などの観賞用の魚は、食品に該当せず、その販売は軽減税率の対象となりません。なお、牛や豚等の家畜の飼料、熱帯魚の餌、ペットフードも人の食用ではなく、軽減税率の対象外です。

正解は、②生きたアジ（活魚）でした。

（出典：国税庁ホームページ）



相続税の基礎控除額 ～法定相続人は何人？

Aさんは、祖父の死亡に伴い祖父の財産を相続しました。Aとその弟は祖父と養子縁組を行っており、祖父の相続人は、Aの父、Aと弟の3人です。相続税の基礎控除額は、3,000万円＋600万円×法定相続人の数で計算しますが、今回の場合、この計算における法定相続人の数は3人ではありません。

Aと弟は、民法に規定する相続人に該当しますが、相続税の基礎控除額を計算する際には、被相続人に実子がいるときは、養子は1人までしか法定相続数の数に含めません。今回の場合は、Aの父が被相続人（祖父）の実子に該当しますので、基礎控除額を計算する際の法定相続数の数は2人となります。

なお、被相続人に実子がいないときは、養子の数は2人まで含めることができます。

KEY WORD 「居抜き譲渡」の課税関係

賃貸店舗で営んでいた飲食店を廃業する際に、店舗の室内装備をそのままの状態で売買するケースがあります。これは「居抜き譲渡」と呼ばれています。居抜き譲渡は、廃業する側と新規開業する側が同業種である場合に行われることが多く、売り手側は原状回復費用がかからないこと、買い手側は初期費用を削減でき、スピーディーに開業できることなどがメリットとなります。

譲渡する資産として、例えば、お酒等の商品、食器類、店内装飾・家具等があります。各々時価を見積もり、譲渡金額を決めます。この場合の課税関係は、まず、お酒等の棚卸資産は本来の事業売上になります。また、食器類は少額の減価償却資産として経費処理していますので、これも事業売上です。店内装飾・家具等の固定資産は総合課税の譲渡所得となります。譲渡損失が出たら他の所得金額と損益通算が可能です。